

第六管区海上保安本部公示第47号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和3年9月9日

第六管区海上保安本部長

高杉 典弘

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所
住 所 山口県宇部市新町10-33
名 称 第六管区海上保安本部
住 所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 徳山下松港第3区（付図のとおり）
期 間 令和3年 9月27日から
令和3年10月15日までのうち 1日

- 3 水路測量の実施方法
スワス音響測深機及び単素子音響測深機による測深及びRTK-GNSSによる船位決定

- 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる
- (2) 六管区水路通報第35号（令和3年9月10日発行）により周知



